

官報

号外 昭和三十六年三月十日

○第三十八回 参議院會議録第十一号

昭和三十六年三月十日(金曜日)
午前十一時二十分開議

議事日程 第十号

昭和三十六年三月十日

午前十時開議

第一 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
第二 日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、議員派遣の件

一、日本ユネスコ国内委員会委員、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員、北陸地方開発審議会委員及び中国地方開発審議会委員の選挙
一、日程第一 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
一、日程第二 日本住宅公団法の一部を改正する法律案
一、上清炭鉱の坑内火災事故に関する通商産業大臣の報告

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る一日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国民年金法の一部を改正する法律案

選挙制度審議会設置法案

昭和三十六年三月十日 参議院會議録第十一号 議長の報告

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案

臨時行政調査会設置法案

内閣委員会に付託

農業近代化助成資金の設置に関する法律案
資金運用部資金法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

農業近代化資金助成法案
農業信用基金協合法案

農業協同組合合併助成法案
農業協同組合法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託

原子力損害賠償補償契約に関する法律案
原子力損害賠償補償契約に関する法律案

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案
機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

農業基本法案

同日議長は衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

農業基本法案(北山愛郎君外十一名提出)

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

小規模事業者に対する金融特別措置法案(向井長年君外三名発議)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(向井長年君外三名発議)

官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案(向井長年君外三名発議)

会社更生法の一部を改正する法律案(向井長年君外三名発議)

同日本院は、裁判官訴訟委員平林剛君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴訟委員長及び衆議院事務総長に通知した。

記

樺 繁夫君

同日本院は、人事官に神田五雄君及び中御門経民君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、左の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 村尾 重雄君
同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員 向井 長年君
同日内閣から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

会計法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案

新技術開発事業団法案
在外公館の名称及び位置を定める法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

国家行政組織法等の一部を改正する法律案
特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案

外務省設置法の一部を改正する法律案
同日内閣総理大臣から議長宛、人事官入江誠一郎君は人事院総裁に任命されたので、政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

人事院総裁 入江誠一郎君

人事官 神田 五雄君

人事官 中御門経民君

水産庁長官 西村健次郎君

去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 後藤 義隆君
同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 横山 フク君
同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(附法第二四号)

関税定率法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

雇用促進事業団法案

社会労働委員会に付託

新技術開発事業団法案

商工委員会に付託

郵便法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

同日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

昭和三十六年度一般会計予算

(予)

昭和三十六年度特別会計予算

(予)

昭和三十六年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

昭和三十六年度総予算について

一、公聴会の月日

昭和三十六年三月三日
予算委員長 館 哲二
参議院議長松野鶴平殿

同日内閣から、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員である左記の者から同委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記
参議院議員 島島徳次郎

同日内閣から、中央選挙管理会委員である左記の者は本月一日付をもって同委員を辞任したので、後任者の任命について公職選挙法第五条の二第二項の規定に基づき本院の議決による指名を求める旨の要求書を受領した。

記
中御門経民

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院総裁入江誠一郎君外三名(去る二日議長承認)を第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る四日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

児童扶養手当法案

社会労働委員会に付託

愛知用水公団法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

北海道開発法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案

地方行政委員会に付託

租税特別措置法の一部を改正する法律案(附法第一三八号)

大蔵委員会に付託

大蔵及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案

農林水産委員会に付託

防災建築街区造成法案

建設委員会に付託

去る五日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和三十六年度一般会計予算

昭和三十六年度特別会計予算

昭和三十六年度政府関係機関予算

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

大矢 正君

田畑 金光君

小平 芳平君

山田 節男君

白木義一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

久保 等君

山田 節男君

白木義一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員

(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

杉原 荒太君

井川 伊平君

大矢 正君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

赤松 常子君

棚橋 小虎君

柴田 榮君

岩沢 忠恭君

重政 庸徳君

白木義一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

棚橋 小虎君

赤松 常子君

岩沢 忠恭君

柴田 榮君

下村 定君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

小酒井義男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

小林 孝平君

同日通信委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 新谷寅三郎君(柴田榮君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを通信委員会に付託した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

通行税法の一部を改正する法律案

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案

大蔵委員会に付託

就学困難児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給付に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

就学困難児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給付に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

文教委員会に付託
森林火災国保保険法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託
建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを通信委員会に付託した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

物品税法等の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案
可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴訟委員予備員坪野米男君辞任につきその補欠として松井誠君を選任し、同君の職務を行なう

順序は第五順位と指定した旨の通知書を受領した。

議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、議員派遣の件につきお諮りいたします。

列国議会同盟アジア地域会議に関し、各国議員団と連絡のため、本月中旬から二週間の予定をもって、本院より、松平勇雄君をタイ及びセイロンに、坂本昭君をフィリピン、インドネシア及びマラヤに、北條尚八君をベトナム及びビルマに、それぞれ派遣したいと存じますが、御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 内閣から、日本ユネスコ国内委員会委員武藤常介君、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員島田徳次郎君の辞任に伴う後任者の指名を求めて参りました。

また、北陸地方開発審議会委員及び中国地方開発審議会委員について、それぞれ新たに委員三名を指名することになっております。

つきましては、この際、日程に追加して、

日本ユネスコ国内委員会委員その他の各種委員の選挙を行なうたいと存じますが、御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

前田佳都男君 ただいまの選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

議長(松野鶴平君) 前田君の動議に賛成いたします。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

この計画においては、東北本線、北陸本線等の主要幹線一千一百キロの複線化、主要幹線一千八百キロの電化、電化されない区間の全面的ディーゼル化、通勤輸送の緩和、踏切設備の改善、車両の増備及び東海道新幹線の建設等を計画しており、このためには、総額九千七百五十億円、年額一千九百五十億円の資金が必要となります。このほか、昭和三十六年度に例をとりましますと、所要資金は合計二千二百五十億円に上ることとなります。

これらの所要資金に對しまして、国鉄経営の収支状況から見ますと、自己資金によつて調達される分は、減価償却費等の繰り入れ約六百億円程度にすぎない実情にありますので、国鉄新五カ年計画を実施したためには、何らかの資金確保の方法を講じなければならぬこととなります。この所要資金不足額を全面的に借入金によつてまかなう場合には、本年度末において三千七百億円の多額に達する借入金にはさき膨大なものとなり、昭和四十年度的には一兆一千億円をこえ、そのときには膨大なる支払い利子は七百億円をこえる見通しとなり、とうてい健全な経営を維持することはできないものと思われまします。これとともに、国家財政の現状から見ても、このような膨大な財政融資は困難であります。

翻つて、設備資金所要額のうちに、通勤輸送対策、幹線輸送力増強、踏切設備の改善、取次及び諸改良等、約一千二百億円の採算に乗らない工事資金が含まれておりますので、これらの資金は利子のつく借入金で本来まかなうべきものでないと考えられま

す。従ひまして、一部借入金の増額によるほかに、運賃改訂による増収によつて所要資金を調達するほかに、の決意いたしましたわけでありま

す。運賃引上げの決定にあたりましては、運輸審議会の答申を尊重し、また、国鉄運賃の国民生活への影響を十分考慮いたしまして、極力低位にとどめるべく、借入金の増額を、昭和三十六年度においては、前年度に比べ約百七十億円増加して約一千億円とし、また、企業努力、経営の合理化等による自己資金の捻出をはかりまして、必要最小限度四百八十六億円、増収率一

二%程度を運賃改訂による増収額として見込むことといたしました。

次に、運賃改訂の内容についてであります。まず、旅客運賃の改訂内容について申し上げますと、二等の普通旅客運賃の貨率は、三百キロメートルまでの第一地帯は一四・六%、三百一

キロメートル以上の第二地帯は一二・五%の引き上げとし、一等の運賃は二等の一・六六六倍、すなわち、通行税込み二倍といたしました。なお、航路の旅客運賃も、これに伴ひましては同程度の改訂をいたしました。次に、貨物運賃についてであります。貨率をおおむね一五%引き上げることになりました。

なお、定期旅客運賃につきましては、割引率は、そのまま据置ることとし、普通旅客運賃の貨率の引き上げに伴う改訂にとどめることといたしております。

以上が今回改訂のおもな点であります。この運賃改訂によつて得られる増収額は、これをあけて輸送力の増強に充て、今後五カ年間に国鉄輸送

力の抜本的な拡充をはかり、もつて今後の経済の伸びに伴う輸送要請にこたえたいと考えまして、今回の運賃改訂もやむを得ない措置であると考え次第であります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。中村順造君。

〔中村順造君登壇、拍手〕

○中村順造君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案につきまして、池田総理大臣及び閣僚各大臣に質問をいたすものであります。

今回提案をされました運賃値上げは、旅客運賃一四・六％、貨物運賃一五％、その内容は別といたしまして、そのいずれもが国民生活にとことく影響することは当然のこととあります。さらに、この国鉄運賃値上げは、池田内閣の所得倍増に先がけて物価倍増の根源となることは、いかなる釈明をしても否定することのできない事実であります。(拍手)従来、国鉄は、国の動脈として、国の産業経済の発展に即応いたしまして、その輸送力の拡充強化を並行的になすべきでありましたが、歴代政府は、この方策を怠り、一方で公共の福祉に名をかり、巨額の公共負担を国鉄にしい、一方では、政治路線の建設を強要するあまり、赤字路線の経営を余儀なくされ、さらに独立採算制の強化等、まさに国鉄は、動脈硬化、半身不随の現象に陥らざるを得ない状態となったのであります。この間

の事情につきまして、国鉄総裁の諮問機関であります三井銀行会長佐藤喜一郎氏を長とする国鉄諮問委員会は、昨年九月、その答申の中で、特に「国鉄の現状」と題しまして、国鉄の輸送力はわが国経済の伸長に追いつかず、現在において、すでに恒常的能力不足状態に陥っているが、数年ならずして、わが国経済発展の重大な隘路となることは必至である、このように指摘されておるのであります。この現実につきましては、ただいま提案の趣旨説明の中で運輸大臣もお認めになっておられるのであります。

そこで、国鉄当局は、この窮状打開の方途をいたしまして、四十数万職員の血のじむような努力とともに、みずからの能力の限界を越えてまで、近代化、合理化を強行するがため、新たに五年計画なるものを策定をいたしまして、総額九千七百五十億、年間平均約二千億の財源を必要としたのであります。しかしながら、現行国鉄は、公共企業体、独立採算制をとっておる建前からいたしまして、制度上、自己資金を中心としたしまして、借入金、鉄道債券、世銀借款等を含めても、なおかつ、年平均六百億程度不足を来すことになりまして、国鉄当局は、その自己矛盾に苦しみながらも、みずからの能力の限界に血迷って、突如運賃値上げを政府に申請をいたしたのであります。

そこで、まず池田総理大臣にお尋ねをいたしますが、今日国鉄は、あらゆる面でも多くの制約を受け、制度上にも多くの欠陥と矛盾を有しておりますが、この際、これらのものを総合的に検討して、国鉄経営に関しましては、

公共性優先か、あるいは企業性本位の公共性と企業性の調和をいかにお考えになっておるか。さらに、国は、その産業経済の発展に即応して、国鉄に要求する長期かつ大局的輸送力の増強等に関しましては、池田内閣の所得倍増計画の一環として、国鉄経営に抜本的施策を講ぜられるお考えがあるか。御所見を承りたいと存じます。

さらに、今回の運賃値上げは、今申しましたように、国鉄の新線建設、設備増強、車両の建造等、一連の設備投資であります。特に、それが池田内閣の所得倍増に見合う輸送力増強のための資本投下であります。国鉄自体の赤字経営の処理とは本質的に違ふ運賃値上げであります。そういたしますと、本来、この種の国の財産に投下する資本、特に設備資金につきましては、国が公共負担として、その責任において行なうべき性格のものであります。これを一般運賃値上げによつてまかなうことは、国が責任を持つ公共的義務を利用者大衆に転嫁する結果となりますが、この点どのようにお考えになるか、お答えを願いたいと思ひます。

次に、運輸大臣に国鉄経営上の問題点についてお尋ねいたしますが、国鉄は、今日ごく一部の部分を除きまして、荒廃し、老朽化をしておるのであります。そのよつて来た原因を探究いたしますと、遠く戦時中、レール、まくら木、あらゆる設備の交換をやめ、すべてのもうけを臨時軍事費に回し、加えて、戦災によつて大きな打撃を受けたからであります。政府は、この国鉄に対し、戦後の赤字はすべて国鉄の借金として公共企業体に引き継がせ、しかも国鉄は、全額政府出資の事

業体となつておるにもかかわらず、その総資産額二兆四千億といわれるのに對しまして、政府の出資した資本金は、わずかに八十九億であります。その上、現在国鉄の借金は、先ほど趣旨説明の中にありましたように三千七百億、そのため支払う金利が年約二百五十億、元金の償却が二百億と、合計四百五十億にも達しております。さらに二兆円をこえる資産の減価償却は毎年六百億も必要とされております。また、こうした資産維持のほか、政策上の必要から、各種運賃割引も行なつておりますが、これもまた年間五百二十億の巨額に上つております。これら

のものは全部国鉄の負担となつて、今日国鉄の輸送力増強に大きな障害となつておるのであります。さらに問題でありますのは、赤字新線建設であります。現在国鉄は、その直接費さえまかなない切れない赤字路線を百四十線も有しておりますが、今日すでに長距離幹線輸送以外は自動車輸送の地位が確立しつつあるにもかかわらず、地元住民の古い熱望にこたえる意味で、あるいは地元利益誘致の煩雑な思想で、非採算線区が今なお建設中であるのであります。国有鉄道の性格からいたしまして、純粋に国の後進性の開発といった面についてならば、これを否定するものではありません。しかし、さきに言いました政策運賃ととも、こうした意味での新線建設までも一切あげて国鉄の負担としておりますが、これは政府が負うべき公共的義務と責任を全く果たしておらない結果であるのであります。私は、この際、少なくともこれら公共負担に基づく政策運賃あるいは新線建設については、

フランス、西ドイツ等、欧州諸外国の例に見るごとく、政府の責任において処理すべきであると考えますが、この点に関するお答えを運輸大臣にお願いをいたします。

さらに続けてお尋ねいたしますが、電力、海運等の民間私的企業に對しましては、六分五厘以下の低利で国家資金が供給をされ、なおかつ、利子補給までも行なつておるのに對しまして、国鉄には、これまで運賃値上げや、七分以上の鉄道債券や借入金等で設備資金を調達されたのみならず、今日なお国鉄の業務にかかわる現金の取り扱い、一日平均残高約百五十億、そのうち四十億は無利子とし、しかも、残り百億以上は金に充てられて、平均二分九厘程度の低利で資金運用部に預けさせ、独占資本融資の低金利政策に国鉄をして奉仕させておるのであります。このように、小にしては東海道新幹線の羽島駅のごとく政治的強要を初め、政治路線の建設、財政上の圧迫等、枚挙にいとまのないほど国鉄を食ひものにしておる実情であります。この現状の続く限り健全な国鉄の経営はあり得ないのであります。ひいては輸送力増強にも、わが国産業経済の発展にも重大な支障を来すと思ひますが、この点についての運輸大臣の御所見を承りたいと存じます。

さらに、やや具体的になりますが、国鉄運賃のあり方についてお尋ねをいたします。国有鉄道運賃法は運賃決定の原則を明らかにいたしております。すなわち、運賃は公正妥当なものであること、原価を償ふものであること、産業の発展に資すること、賃金及び物

価の安定に寄与すること、これは運賃決定の四原則であります。これは運賃について昨年その制度の合理化が行なわれた際、国鉄当局はこの原則から原価主義を強く主張いたしました。しかし、現行国鉄運賃の性格は必ずしも原価主義を貫いておらないのであります。たとえば昭和三十四年の実績を例にとってみますと、旅客では一二%も赤字であり、貨物では七%の赤字であります。しからば国鉄の貨物運賃はなぜ赤字になるのか、答えは明確であります。国鉄貨物運賃につきましては、独占資本の強い圧迫によって、初めからこの原価主義の原則を無視して赤字になるように作られておるといっても、決して過言ではないのであります。現在、国鉄の貨物等級は十等級に分類されて、一等級から五等級まではいわゆるもうかる等級とされ、六等級は原価であり、七等級から十等級は原価割れ、すなわち損になる運賃であります。このほか大きく原価を割る特別等級制の仕組みもありますが、三十四年度の実績は、もうかる等級の輸送実績三〇%、原価で運んだ等級のもの三〇%、非採算等級すなわち損になる等級のもの四〇%、これが三十四年度の実績であります。これでは貨物運賃に黒字は絶対期待できないのであります。その上さらに重大なことは、これらの損失を旅客運賃によって補う、また旅客運賃もその九九%を占める二等旅客、もつとも二等と申しましても名ばかりで内容は三等旅客でありますから、これは言葉をかえて申しますと、全部国民大衆が貨物による赤字を負担させられておる実情であります。こうしたところにさらに運賃値上げを

行なうのでありますから、国民から大衆収奪だと大きく非難されるのみならず、一等運賃は逆に、その倍率におきまして、従来の二倍から一・六六六倍に値下げをするのでありますから、一体、国鉄はだれのものかとの国民の激しい憤りと深い疑惑を受けることは当然のことと思ひますが、運輸大臣の答えをお願いいたします。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたしますが、国鉄経営、なかんずく国鉄財政の健全化は、その輸送力増強の使命達成のため今日ほど急なるはありませんか。この意味におきまして、先ほど運輸大臣にお尋ねした日本国有鉄道法第四十二条に基づく国庫預託制度の内容は大蔵大臣に任せられておりますが、かかる不合理な制度を改定されるお考えがあるかどうか。また、この点とともに、国鉄が現在固定資産税として地方自治体に支払っておる金額は年間八十二億にも達しておりますが、本来、地方財政へのめんどろは国が直接見るべきものであります。公共企業体がその責任を負うことは矛盾もはなはだしといわざるを得ません。この際、固定資産税を免税するか、または税額相当分を政府補償せられるお考えがあるかどうか、お答えをいただきたいと存じます。

最後に、本案に対しましては、国民各階層それぞれの立場から、こぞつてこれに反対いたしておりますが、そのおもなる点について、この際、特ににお尋ねいたします。

そこで、通産大臣にお尋ねいたしますが、将来わが国貿易の自由化による国際市場におきまして、運賃値上げはそのコストに大きく影響し、国際競争

に不利だとする意見は、この際、運賃については輸送コストを低位安定の状態に保持するため、国鉄経営について特に政府がめんどろを見るべきだと要望しておりますが、通産大臣として運賃に対するお考えを承りたいと存じます。

次に、企画庁長官にお尋ねいたします。今回の運賃大幅値上げは、一般消費者経済、特に家計に及ぼす影響については、いかなる口実をもつてしてもこれを否定することはできません。その上、国鉄運賃が上げれば、私鉄もこれにならぬ、さらに郵便、電気、ガス、水道、米麦、薪炭、鮮魚、野菜等、一切の生活必需品及び食料品等、その度合いの大小は別にはいたしませんが、影響を受けるわけでありまして、この点に關しましては、特に家計を預かる主婦の立場から、家庭経済の圧迫に對し強い反対のあることは当然のことでありまして、政府としては、当面、国鉄運賃便乗値上げは許さない方針だとは言われますが、国民、特に家庭の主婦の立場にあるもの不安と不信に對し、企画庁長官のお答えをお願いいたします。

以上、私は、国鉄運賃法の改訂にあたりまして、その本質的なものについて関係各大臣にお尋ねいたしました。が、それぞれの御答弁に基づきまして、いずれ委員会審査の過程でわが党の態度を表明することとなりますので、これをもちまして質問を終わります。(拍手)

【国務大臣池田勇人君登壇、拍手】
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

国鉄経営のあり方につきましては、公共の福祉を増進しつつ独立採算制でいくことを建前といたしております。従いまして、著しい負担になるもの、たとえば戦傷病者あるいは新線建設につきましても、政府よりある程度補助することにいたしております。なお、今回の運賃値上げにつきましては、いろいろ考慮いたしましたが、一般経常費の増加、また輸送力の増強、あるいはサービス改善等を考えますと、償却資金並びに借入金だけではまかない切れませんので、やむを得ず、将来のことを考えながら、ある程度の運賃の引き上げを決定いたしました次第でございます。(拍手)

【国務大臣木暮武太夫君登壇、拍手】
○国務大臣(木暮武太夫君) ただいまの御質問に對してお答え申し上げます。ただいま申し上げたように、日本国有鉄道は、過去におきまして政府の直営でありましたものを切り離しまして、戦後におきまして、公共福祉の増進をはかる輸送を目的としたし、また、一方におきまして、その経営を合理化するために、独立採算制をとりました一つの公共法人となつておるのでございまして、従いまして、独立採算制のゆえをもちまして大目的である公共福祉の増進という輸送の面を閉却するといふわけには参りませんものであります。そのバランスをとるなら経営をいたしておるといふところに、いろいろのここに御議論もあることと存するのでございまして、ただいま提案の趣旨を御説明申し上げます。今回の五カ年計画に

おきましては、五カ年間にあつては、約一兆円の膨大な資金を要しまして、年間にあつては二兆億円に達する資金を要するのでございます。このうち、国鉄といたしましてみずから減価償却等によって繰り入れます金額六百億を引きまして、残り全部を借入金によるというよりなことは、今後借入金のみならず増大を見て、国鉄の健全な経営に役立たなくなるといふことを考えましたので、昨年に比べましても借入金の方は百七十億を増して、約一千億の借入金をする、それでも足りない部分は、一方におきましては国鉄の経営の合理化、すなわち遊休土地資材等の処分等も行ないまして、あるいはまた、日本交通公社等、切符の代売をいたしておりますもの手数料を引き下げますとか、あるいは高架線の下は建物の家賃を適正にするとか、あるいは問題になつております広告料の適正をはかるとかいたしまして、この方面において約二十億程度の経営合理化による自己資金を捻出したしまして、なおかつ足りませんものから、そこで利用者の皆様にも——これが將來国鉄の輸送が強化拡充されまして、物資の輸送が円滑になれば、そのことは直ちに物の値段の安定をいたし、サービス改善することになつて、サービスあるいはその他利用者還元するものである限りにおいては、利用者には御負担を願つてもいいのではないかと意味で、この改訂が国民の生活にも響くことを考えまして、最小限度四百八十六億円という改訂をいたすことになつたやうなわけでございます。

また、ただいま二等の運賃をそのま
まにし、一等の運賃を引き下げるとい
うのはけしからぬというお話がござい
ました。御承知の通り、今日の国鉄
のサービスの状態、車体の改善等にか
んがみまして、もう二等と一等とはだ
んだんと差がなくなっております。か
つ、世界を見ますと、どこでも一等
が二等の料金の倍であるというような
ところは御承知の通りないのでありま
して、大体一・四、五倍というところ
が普通であるのでございますので、こ
の際一・六六倍といたしまして、た
だいま出ております法律が改正にな
りまして、運賃の改正が行なわれま
す、通行税を含めて二倍ということの
程度にとどめることにいたしましたの
でございます。

それから、貨物運賃につきまして
は、すでに御承知の通りに、鉄道は凡
百の品物につきまして、その運賃を
負担する能力とか、あるいは社会政策
等を勘案いたしました等級を作りまし
て、この等級によって運賃の体系とい
うものが定まっております。これは御承知の
通りでございます。この等級を作りま
す場合におきましては、ただいま御指
摘になりました四原則を重視いたして
この等級を作っているわけでございま
す。従いまして、値段の高い品物は負
担にたえるという意味で運賃も高いと
いうことになりました。一方では、国
民の生活に關係を持ちます米麦その
他百幾つかの品物につきましては、特
に低い等級をとって国民の生活に影響
を及ぼさないようにやっております。第
次第でございます。ただいま御指摘
のごとくに、大企業のために有利に運
賃を改訂しておるといふようなことは

毛頭考えてもおりませんし、それが実
際には現われておらないと思うのでご
ざいます。

それから、大蔵大臣から詳細の御答
弁はあると思ひますが、いわゆる毎
日の収入と支出のズレの百五十四億、
すなわち、昭和三十四年度におきま
しては毎日百五十四億の現金収入支出
のズレが出ますので、これを国庫に預
託をいたしております問題について
お話がございましたが、これは、国鉄
という公社の資本金を政府が全部出
しておることから考えてみますと、
て、これから出ます日々のそういう金
の使い方を国庫の方にまかせるとい
うことは理の当然のように考えられる
のでございます。そこで、これをどうす
るかという問題につきましては、今の
日本国有鉄道の出資が政府一本やりに
なっております關係上、なかなかむ
ずかしいと思ひますが、また二分九厘
でこれを預かつておることがけしから
ぬというお話でございますが、この国
庫余裕金を短期に国庫が融通いたし
する場合に二分九厘程度の融資をい
たしております關係上、預かる方も
二分九厘であるということも、また当
然のように考える次第でございます。

(拍手)
〔国務大臣 水田三喜男君登壇、拍
手〕
○国務大臣(水田三喜男君) 国庫預託
金の金利の問題は、ただいま運輸大臣
からお答えになった通りでございます
が、国が預かる反面、国鉄が手元現金
に不足する場合には国庫の繰りかえ使
用も許しておりますので、その金利と
大体利率をそろえておるといふこと
でございます。ですが、国鉄だけじゃな

くて、政府機関全般の現金管理制度に
ついては、私も改善すべきものは改
善したいと考えております。

それから、固定資産税の問題につ
いて御質問がございましたが、厳密に申
しますと、国鉄が直接本来の事業の用
に供するもの以外について固定資産
税をかけるということにございま
す。直接国鉄の事業の用に供する固定
資産というのにつきましては、この
固定資産所在の市町村に對しまして国
鉄が納付金を納めるといふことにな
っております。この納付金は、ちょうど国
が国有財産所在地の市町村に對して交
付金を出しておりますが、この交付金
と全く同じ趣旨でございます。しか
も国鉄の場合は、この公共性とか、あ
るいは不採算線を特に維持運営する
というふうなことも勘案しまして、普通
の固定資産税と比べるべきものの二分
の一を納付金として納めさせておる。こ
の率は他の公社と同じ率でございます
が、これは地方税というものが公益課
税であるという性格から、また租税負
担の公平というふうな立場から、公企
業といえども、これは減税にしたり、
あるいはこれに對して国が補助する、
かわつて納めるというふうなことは適
当ではないので、やはり現在のこの制
度は私は一応妥当な制度だと考えてお
ります。(拍手)

(拍手)
〔国務大臣 椎名悦三郎君登壇、拍
手〕
○国務大臣(椎名悦三郎君) 経済成長
に伴ひまして、輸送力の増強が何と申
しましても必須の問題でございま
して、もしこれが隘路になるといふよう
なことになりますれば、全産業がたち
まち麻痺してしまふ。こういう見地か

ら、その増強のために最小限度にとど
め、ある程度の値上げは、これはやむ
を得ないといふことを考えるのであり
ます。ただし、輸送力の増強と
か、あるいは貿易自由化を速えま
して、なるべくコストの上昇は避けなけ
ればならぬのであります。政府当
局といたしましては、今回の程度の運
賃値上げは、自由化計画あるいは輸出
振興政策というものに大なる支障を来
たすものではない、かように考えてお
ります。(拍手)

(拍手)
〔国務大臣 迫水久常君登壇、拍手〕
○国務大臣(迫水久常君) 国鉄運賃の
値上げが家計にどういふ影響を及ぼす
かという御質問でございしましたが、
個々の家計につきましては、その家
国鉄をどのくらい利用するかというこ
とによって非常な差があると思ひます
ので、私もとしまして把握いたしませ
う。やはり卸売物価及び消費者物価指
数に對する影響を判定するはかない
と思ひますので、その点で答えを申
上げます。

卸売物価に對する影響は〇・二%と
計算をされておりますが、この程度の
ものは生産性の向上等によつて吸収
されてしまふものと思ひますので、
卸売物価に直接影響は原則としてない
と思つております。過去におきまして
も、二十八年に一・三%、三十二年に
六%の賃率の引き上げをいたしてあり
ますが、そのときも全体としては影響
がなかったでございします。消費者物
価に對しては、国鉄の旅客運賃の引き
上げによる影響は〇・一%の程度で
ございまして、これまたさうな影響で
あると考えております。(拍手)

今、同僚中村君の質問に對して、池
田総理大臣は、公共性を考え、独立採
算制の上に立つて調和のとれるよう
に行なつていきたいと答へられた。その
ためには、公共負担について、著しい
国鉄の負担となつておる戦傷病者、建
設資金の利子等は、国庫が全額負担を
していることと申しました。せんが、池
田さんが、国会で、私はウソは申しま
せんといふ答へをされました。そのと
きの夕刊に、さうぞう時事川柳が載り

○議長(松野鶴平君) 片岡文重君。
〔片岡文重君登壇、拍手〕
○片岡文重君 私は、ただいま上程さ
れました国鉄運賃法の一部改正の法律
案について、民主社会党を代表して、
若干御質問を申し上げたいと存じま
す。

その前に、この際、池田総理にぜひ
一言申し上げておきたいのであります
が、皆さん御承知の通りに、衆議院
総選挙の前において、また、衆議院総
選挙中において、公共料金の値上げに
ついて、私どもは必ず行なわれるであ
らうことを予見し、国民にこれを訴え
たのであります。池田内閣は、当時
これを頑強に否定いたしておつたので
あります。しかるに、総選挙で、買
収、供託、利害誘導等、あらゆる手段
の上に立つて多数を獲得し、内閣を組
織するや、おくめんもなく公約に違反
して、そればかりではなく、公約違反
を反省するいさかきのけしきもないば
かりでなしに、かえつて、だまされた
国民が悪いのだと言わんばかりの態度
であります。このような政治のやり方
に對して、私どもは国民とともに心か
ら糾弾をしておきたいと思ひるのであ
ります。

今、同僚中村君の質問に對して、池
田総理大臣は、公共性を考え、独立採
算制の上に立つて調和のとれるよう
に行なつていきたいと答へられた。その
ためには、公共負担について、著しい
国鉄の負担となつておる戦傷病者、建
設資金の利子等は、国庫が全額負担を
していることと申しました。せんが、池
田さんが、国会で、私はウソは申しま
せんといふ答へをされました。そのと
きの夕刊に、さうぞう時事川柳が載り

ました。「ウソなどは申しませんとウソをいい。まことに巧妙な川柳であります。今の池田総理の答弁は、まさにこの川柳そのままであります。数字に明るい、数字に自信を持つという池田総理ですから、よもや御存じなしにおっしゃったのではないと存じます。が、戦傷病者の負担金は、わずかに三千数百万円にすぎません。一億に足りないので、建設資金の利子は三億そこそこです。三億もしくは三千数百万円に足りないと、これは著しい影響を及ぼして与えているのでありましょうか。私はこのような数字は、不幸にして存じません。もつと政治というものは正直に、公共負担ができないならばできないという自分なりのお考えをあげて、率直に国民の前に説明をされるべきだと思っております。私はこの際、池田総理が美辞麗句でなしに、低姿勢などというお追従ではなしに、率直に国民とともに、この国鉄経営をどうすべきかについてお考え下さることを衷心からお願いを申し上げます。今後の政治にささかのウソ偽りのないよう御反省をいただきたいのであります。

と云い、料金引き上げは一五%程度のものであらうと、すでに値上げの率まで明言をいたしております。一体、東電の値上げ申請は認可されるのかされないのか。この際、明確に承わっておきたいのです。また、運輸省も、中小私鉄については、運輸審議会が適当と認めれば特例として値上げを認める、その方針を出しているのです。大體、運輸審議会にかけるというところは、民主主義のカムフラージュをするだけであつて、今回の国鉄運賃値上げも運輸審議会にかける前にすでにきまつておつたのではないかと。こういう国民をごまかすことばかりを考へておるのであるから、運輸審議会の答申などということに藉口することは奇怪至極と言わなければなりません。一体、私鉄乗合自動車協会、公共交通事業協会等の圧力に対して、はたして政府は自信を持って値上げを抑え切れるのかどうか。一体、この中に値上げをする公共的な運賃や料金は何かと何であるのか。この際、明確にしておいていただきたいのであります。

その次に運輸大臣にお伺いいたしますが、国鉄の経営について一体このままでよろしいとお考えになつておられるのかどうか。国鉄監査委員会の報告書によりますと、公共負担の重圧にすでに耐え切れない限界に来ておる。また、運輸成績が悪いけれども、輸送量は増加しておると言つておられます。つまり輸送量はふえ成績が悪くなつておる。一体これはどこに理由があるのかといへば、不可抗力ではなくて、経営のまずさと負担の限界をこえた公共負担にあると言つておるのであります。しかし私は、この監査委員会の報告を

そのまゝ百パーセントに尊重する気持は毛頭ありません。ただここで運輸大臣にお尋ねしたいのは、こういう国鉄の状態ではあるけれども、国鉄の日本経済に占める重大な役割を考へて、今までのような消極的な国鉄経営でよろしいのかということでありまゝ。国鉄の経営は、今日までたどつてきたあとを見ますと、経費の節約、施設の合理化等々、ひたすらに消極的な経営改善で、そのしわ寄せを直ちに労働者に寄せ、一般大衆に寄せて、安易な運賃値上げにたよつておるようでありまゝ。私はこの際、国鉄の持つ優秀な技術、優秀な施設、これらを百パーセントに活用して、さらにさらに積極的な意欲を持って多角経営に乗り出し、たとえば沿線の積極的な開発であるとか、関連産業への投資であるとか、施設と技術のものとつとつと活発な利用であるとか、こういう方面に積極的に国鉄経営の目を向けて、運賃値上げなどという大衆負担を考へてはどうか、こういうことと考へてはどうか、つゞき繰り返すならば、国鉄の経営を今までのような独占企業の上に立つた安易な考へ方ではなしに、もはや私企業と他の交通機関と切磋競争をしていかなければならぬ企業の実態を、また、置かれた立場を考へて、それらの企業に押し込まれないような積極的なやり方を考へてはどうかといふことと考へます。この考へ方について、運輸大臣の御所見と、さらにこれに対して行政管理局長官は、かつて運輸大臣もなさつたことは御存じの通りでありますから、こういう国鉄の多角経営に対してどうお考

えになつてゐるかを伺いたしたのであります。それからいふ一点は、この今日の国鉄の経営の苦況が、政治路線、赤字線の引き受けにあるといふことが言われております。時間がたつていふのですから、簡潔に結論だけを申し上げますが、この赤字路線の引き受けといふことについて運輸大臣にお伺いしたいのは、御承知のように、国鉄総裁は、その引き受けた赤字路線や政治路線を経営していかなくてはならない責任を負わされますけれども、これを拒否する権力も政治的な圧力も与へられておるまゝ。排除することが許されなくて、押しつけられるだけ押しつけられて、しかもその経営の責任をとらされる、こういう矛盾したやり方について、運輸大臣はどうお考えになつておられるのか。私はこの際、こういう政治路線について、建設審議会の構成等についても十分考へていただくと同時に、鉄道敷設法等の根本的な改正を行つて、明治末期、大正初年に考へられたような前時代的な敷設予定線をそのまま実現せんとするやうな、旧態依然たる地方政治家の圧力に屈しないやうな方策を一つ考へていただきたいと思つておるのであります。

ついでにお尋ねしては恐縮ですけれども、最近新聞紙の伝えるところによりますと、福島県の只見線が国鉄に押しつけられようとしておるやうであります。この線は申し上げるまでもなく、田子倉ダムの資材の輸送のために作られたのでありますから、それを国鉄が引き受ければ当然赤字になることは明白であります。この線は、国鉄では、ただもつてもいやだと言つて

あります。これに対して通産大臣は、十五億を七億でもいいから引き取つてくれと言つてゐるやうであります。一体、運輸大臣は、これを引き受けるつもりがあるのかないのか。通産大臣は、十五億のものを七億にしても押しつけようとするからには、その鉄道の経営について、十分赤字になる、つまり経営採算のとれるお見込みがあると考へるのですけれども、一体どういふところからそういうお見込みを立てられたのか。さらに経済企画庁長官は、これに対してあつせんのかを考へておられるやうですが、どういふお考えに立つてこの赤字路線を国鉄に押しつけられようとするのか。その点もあわせて御所見を伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 答へ申し上げます。

鉄道運賃の値上げにつきましては、先ほど来御説明申し上げましたやうな事情によることと考へます。

なお、私が先ほど戦傷病者の運賃免除につきまして申し上げましたのは、これは性質上、公共性の著しいものの負担、こういう意味でございます。公共性の著しいものの負担につきましては免除してゐるやうなことと考へますから、御了承願ひます。

なお私は、従来問題になつておりました新線建設のために発行する公債の利子補給、これは従来数年にわたつて問題であつたのでございまして、昭和三十六年度から一般会計で負担するやうに改めたのでございまして、今後

おきましては、そういう方針でいきな
いと思ひます。

なお公共料金につきましては、お話
の通り、七日の閣議におきまして、当
分の間の引き上げを認めない根本
の方針をきめたのでございます。具体
的な問題につきましては、申請があり
ましたときに事情をよく考へてやりま
すが、当分の間、全面的に認めない考
へでございます。〔二カ月から三カ月
か〕と呼ぶ者あり。当分の間ということ
につきましては、今お話のように、値
上がり心配ムードといひますか、値上
がりムードが一応落ちつくまではこれ
はやらない考へでございます。従いま
して、東京電力の値上げ、あるいは政
府の直接関係しております東京都の
水道料金の値上げ等は、東京都長官と
十分話し合ひをいたしまして、府県の
権限を持つてゐるものでも、政府の方
針と一致するように指導していきたい
と考へております。(拍手)

〔国務大臣(木暮武太夫君)登壇、拍
手〕

○国務大臣(木暮武太夫君) 〇答へを
申し上げます。

まず第一点は、日本国有鉄道の経営
にあつては、運賃を引き上げると
か、あるいは経営の合理化とかいうよ
うな消極的なことをやらずに、国鉄の
持つてゐる技能を十分に發揮して、多
角形的な経営に乗り出すような氣持は
ないかという御意見でございますが、
公共企業体として、独立採算制をもと
といたして、公共の福祉増進のための
輸送業をやつております国鉄といたし
ましては、企業として経営の合理化と
いうことは、いずれの時代でも最も必

要なことと存するのでございまして、
今御指摘のございましたように、昭和
二十七年以来、国鉄の業務量は非常に
ふえておりますけれども、要員は増加し
ておりません。また改良を加へました
けれども、動力費も増加しております
ん等々、経営の合理化にはいふん国鉄
当局は尽力をいたしてございまして、こ
れを金額にいたしまして、昭和三十
一年に比較して、昭和三十四年度にお
きましては、経営の合理化だけで約百
六十二億円を節約し得たというよりな
経営の合理化をやつておりますので、
これは、ほめてやつていいことである
と、企業である以上は私は考へてゐる
のであります。お話の、多角形的な経
営に乗り出すということは、法律に定
めてあります日本国有鉄道の目的と
いうものを逸脱しない範囲におきまし
て大いに検討を加へまして、今後改善
の余地あるものならば改善していき
たいと考へる次第でございまして、今こ
こでどういふ多角形的な経営に乗り出
すかというのを申し上げることは適
当でないと思ひますので、お許しを願
ひたいと思ひます。

次に、赤字線の問題でございする
が、御存じの通り、日本国有鉄道は高
度の公共性を持つております関係か
らして、各方面からの要望であります
る地方産業の振興であるとか、国土の
開発であるとか、あるいは国鉄自身の
交通脈絡の整備でありますとか、輸送
全体の能率を高めるとか、あるいは文
化の向上とか、各般の理由によりまし
て、赤字線を、鉄道建設審議会の建議
によりまして、これを実行をいたして
いることは御存じの通りでございま

す。しかしながら、これが御指摘のよ
うに赤字経営になつてございまして、
国鉄の大きな公共負担のもととなつて
おりますことも、また否定することは
できないのでございまして、当局とい
はしましては、どうしてでもレールを敷
いた鉄道でなければならぬものは別と
いたしまして、新しい交通機関に転用
することのできるようなものは、なる
べく合理的にこの新線も解決いたした
いと考へてゐる次第でございまして。先
ほど總理からも御答へがございました
が、本年度からは、この国鉄の赤字の
負担になりまします。新線建設の借入金
に対する利子補給を、三億八百七十五
万円ですか、これを計上いたすように
なりましたことは、これは一つの赤字
負担に對しまする政府の配慮の進歩で
あるとして、金額は少額なりといへど
も、私は喜んでいいことだと思ひので
ございまして。

それから只見線のことを御質問にな
りました。お答え申し上げますが、只
見線の問題は、多分、昭和三十一年あ
たりの当時の内閣の閣議の了解事項に
なつてございまして、ダムが完成した曉
には、これを日本国有鉄道の営業線に
編入するということだけが閣議の決定
になつておるのでございまして。私は昨
年この話を聞きましてから、事務当局
をして、鋭意緊密な連絡をとりまし
て、今調査をされておるときでござい
まして、こういう赤字線を多額の金で
国鉄が引き受けるということは、御指
摘の通り、国鉄の経営の上から見れば
賛成しがたい問題であるという見地に
立ちまして、目下鋭意研究を進めてお
る事情にあるのでございまして。(拍手)

〔国務大臣(小澤佐重喜君)登壇、拍
手〕

○国務大臣(小澤佐重喜君) 国鉄の体
質は、昭和三十年から二回にわたりに
して、国鉄経営を総合的に調査をいた
しました。その目的とするところは、
経営の合理化ということでありま
す。主としてその重点は、経費の節減
及び資金の効率化ということを目指し
ておるのであります。これらの調査に
基づいて、勧告事項については、運輸
や国鉄当局も積極的に改善の方針を
とつて参つておりますので、その効果
は著しいものがあると思ひのでありま
す。(拍手)

〔国務大臣(椎名悦三郎君)登壇、拍
手〕

○国務大臣(椎名悦三郎君) 東電の値
上げについてお尋ねがございました
が、まだ申請が出ておりません。従つ
て、値上げ率まで話したというような
事実は全然ございせん。当分値上げ
せぬという閣議でございました方針につ
いては、これを通商産業省といたしま
しても順守して参るつもりでありま
す。しかし一方、現行法にもこれは違
背できない問題である、その調整をど
うするかという問題は、具体的な問題
に當面した際に適當に善処したいと考
へます。

只見線の問題でございしますが、営
利性と国鉄の公共性との両面からこの問
題を判断すべきものだと考へるのであ
ります。それはおのずから所管が違
ひますから、運輸大臣の方におまかせ
申し上げます。ただ先ほどすでに答へ
がございましたように、将来営業線に
これを編入するという方針で措置す
る、こういう閣議決定になつておりま

するので、それによつて私どもとして
は主張をいたしておるのであります。
(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の
通告者の発言は全部終了いたしました。
質疑は終了したものと認めます。

〔議長(松野鶴平君) 日程第二、日本
住宅公団法の一部を改正する法律案
(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。建
設委員長(橋本虎之助君)。

〔審査報告書は都合により第十四
号末尾に掲載〕

日本住宅公団法の一部を改正する
法律案
右
国会に提出する。
昭和三十六年二月十四日
内閣總理大臣 池田 勇人

日本住宅公団法の一部を改正する
法律案

日本住宅公団法(昭和三十年法律
第五十三号)の一部を次のように改
正する。
第三十一条第八号中「前七号」を
「前八号」に、「施設」を「市街地にお
いて自ら又は委託により行なう住宅
の建設と一体として建設することが
適當である商店、事務所等の用に供
する施設及び集団住宅の存する団地
の居住者の利便に供する施設」に改
め、同号を同条第九号とし、同条第
七号を同条第八号とし、同条第六号

を同条第七号とし、同条第五号中「前四号」を「前五号」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「以下本章において「施設」という。」を削り、同条を同条第五号とし、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 市街地において公団が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適當である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

第三十二条中「施設」を「前条第三号及び第五号の施設」に改め、同条の次に次の一号を加える。

(投資)

第三十二条の二 公団は、建設大臣の認可を受けて、公団の管理に係る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは管理又は当該団地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう事業に投資(融資を含む。)をすることができ(他の法令の準用)。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について

は、政令で定めるところにより、公団を国又は国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六十一条第一項第一号中「第四

条第三項」の下に「第三十二條の二」を加える。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔稲浦鹿蔵君登壇、拍手〕

○稲浦鹿蔵君 ただいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本住宅公団の過去五年間にわたる実施の状況にかんがみ、既成市街地における併用住宅の建設並びに一団地居住者の生活利便のための施設を拡充しようとするものであります。

すなわち、改正の第一点は、従来付帯業務として行なうて参りました市街地における商店、事務所等との併用住宅の建設、賃貸、管理等の業務を、公団本来の業務として法律上明定したことであります。

第二点は、公団団地生活者の利便のための託児所、貸し倉庫等の施設の建設または居住環境の維持改善に関する業務を拡充するための新しい事業体を作り、これに対して公団が投資または融資をすることができるようにしたことであります。

第三点は、不動産登記法等の法令については、公団を国または国の行政機関とみなして準用することにしたことであります。

本法案の審議にあたりましては、本案が団地居住者の利害並びに団地管理上に密接な影響を持つものでありますので、公団總裁、団地居住者代表及び学識経験者を参考人として招致する

等、慎重な審議を続けて参つたのであります。

質疑の重点は、新しく創設を予定される団地居住者のサービスのための事業体の性格、事業の内容、資金、機構、人事等に置かれたものであります。この事業を公団本来の付帯業務として行なえない理由、及び「事業体を公益法人とせず、株式会社組織とすることについての理由」については、

政府側から、「居住者の強い要望のある施設ではあるが、一部の居住者の利便にとどまるものであり、また公共的施設としては該當しないものである。公団本来の管理業務上からは付帯業務としても実施しがたい。」また「本事業には民間資金を導入することが必要であり、会社経営の方式が現実的

と考へられるからである。」との答弁がありました。その他、従来の大団地建設主義と既成市街地における市街地住宅の建設の比重に対する基本的な政府の考え方等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録でごらんを願いたいと存じます。

かくて質疑を終了、討論に入りまして、日本社会党を代表して藤田委員から、「市街地住宅については都市再開発上総合的に行なうこと、また居住者のためのサービス事業については付帯決議を付して賛成する」との発言がありました。その付帯決議は、

本法律案第三十二條の二に規定する事業への投資について、対象機関は居住者へのサービスがその根本主旨に鑑み、居住者の意向をその運営に反映せしめるとともに、機構および人事に関し慎重を期して、そ

の経営が営利的とならないよう措置すること。

右決議する。

次いで民主社会党を代表して田上委員並びに無所属の小平委員、自由民主党を代表して松野委員からそれぞれは同様の発言がありました。

かくて討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定されました。

次いで藤田委員提案の付帯決議案について採決の結果、これまた全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 通商産業大臣から、上清炭鉱の坑内火災事故について発言を求められております。この際発言を許します。椎名通商産業大臣。

〔国務大臣 椎名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(椎名悦三郎君) 昨三月九日、福岡県田川郡上清炭鉱におきまして坑内火災事故が発生いたしました。七十一名の貴重な人命を失うに至りましたことは、鉱山保安の所管大臣として、ここに遺憾のきわみでございまして、ここに心から哀悼の意を表する次第であります。

ここに所管大臣といたしまして一言被害の概況を御報告申し上げます。

昨三月九日正午ごろ福岡県田川郡上清炭鉱本坑坑内コンプレックス一室から発生し、坑内火災を引き起こしました。当時の入坑者は九十一名でありましたが、そのうち二十名は昇坑脱出いたしました。

災害発生後、現地福岡県山保安監督部から直ちに現地に急行いたしました。また付近炭鉱からも救護隊が出動し、救助に当たつたのでございます。夕刻からは火勢も弱まりましたが、結局坑内に残りました七十一名は救出することができず、本十日午前五時半、全員遺體ながら死体となって収容される事態と相なつたことは、まことに遺憾のきわみでございまして。

以上が現在までに判明いたしました災害の概況でございますが、本災害に対する罹災者及びその遺家族に対しましては、心からお悔やみの言葉を申し上げる次第でございます。

災害の原因につきましては目下調査中でございしますが、坑内コンプレックスが過熱して炭壁に着火したのではないかと考えられます。いずれにいたしましても、当省といたしましては、早急に、その原因、責任の所在等を究明するとともに、関係各方面と密接な連絡の上、事後の対策につきまして万全の措置を講ずる所存でございまして、以上簡単であります。御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの発言に対し、質疑の通告がございします。順次発言を許します。阿具根登君。

昭和三十六年三月十日 参議院會議録第十一号 上清炭鉱の坑内火災事故に関する通商産業大臣の報告

〔阿具根君登壇、拍手〕

○阿具根君登壇 私は日本社会党を代表いたしまして、昨日正午ごろ起きた福岡県田川郡香春町上田炭業所の火災事故により七十一名の死亡者を出したことに對し、まず被害者七十一名の方々の御冥福を祈り、家族の方々に心からお悔やみを申し上げまして、かかる悲惨なる事故が繰り返されないために質問をいたさんとするものであります。緊急のことでもありますし、資料も整っておりませんが、今朝の新聞を見る場合、直接の原因は今後の調査によらねばわからないとしても、ただいまの通産大臣の御説明、報告は、まことに簡単なものであり、新聞でわれわれが見た以上の何ものもない、ただ一片の哀悼の言葉をここで申し述べられたにすぎない。私はきわめて残念に思うものでございます。

まず、鉱山保安局長の談話を新聞で見てみますと、局長として非常に遺憾がちに申しておられると思うのです。しかし、局長の談話の中にも、政策がかかる惨事を引き起こしているということをはっきりと物語っているものだと感ずるものでございます。たとえば、「保安強化だけでは解決はできない」、こういうことが見出しに載っておりまして、「保安を比較的重視しておる大平炭鉱はともかくとして、中小炭鉱では、コストの引き下げや企業の体質改善を無理に進める場合、この種の災害がまた起こることも予想される。」「この種の災害」です。これをさしておるのは、七十一名の人が死んだということなんです。「この種の災害がまた起こることも予想される。すでに保安の強化だけで解決できない段階にきて

おり、炭鉱の合理化ともからんで総合的対策を立てる必要がある。」「この保安局長は言っておられるのでございませう。私は、遠慮しながら言われた言葉であらうと思う。しかし、言わんとすることを尽くされていると思う。その第一は、政府が、今日エネルギー対策をあまりにも急ぐあまり、重油と石炭の競合によってきたる石炭労働者の悲惨なる姿を、谷間にありというように、対策を講じておられない。極端に申し上げるならば、今後十年間に石炭五千五百万トンを使うというのを明言しておられますが、これを業界では、五千五百万トンの石炭がほとんどに使われるだろうが、電力で幾ら使ってくる、鉄鋼で幾ら使ってくるか、ガスで幾ら使ってくるか、こういうことを打診しておる過程でございませう。それに三十八年度までに千二百円の値下げをしない。そのためには十万人の人が余る。こういうことを政策として政府が呼びかけたために、業者は利潤だけを追求しても、その政策に従うために、そのしわ寄せが全部労働者にきておるといふことは、今日の災害を見ても、局長の言を見ても、明らかに通じだろうと思ひます。(拍手)

さらに、現地組合の発表を見てみますと、上清炭鉱でも、坑口から約千メートルのところに、入気排気の坑道を連絡する風門があった。ところが、この事故では、この風門はあけられず、事故発生後八時間もたつて救護隊員がこれを開いた。こういうことで、さらに、十日前にコンプレッサの故障のためハッパの穴継ぎができず、六時間もかかって修理した。しか

も、一週間前に、福岡県山保安監督部田川派遣班で坑内の保安検査をしたばかりだ。こういうことを言っておる。一週間前に保安監督が行つて現場を見てきている。これがかかりに不時の突出ガスの事故等であつたならば、あるいは一週間前と今は変わつていないといふことも言えないではないと思ひます。しかし、この種の、コンプレッサ一室から火が出た、こういう問題は、一週間前も事故当時も同じ状態であつたはずであります。しかも、新聞で報じられておること、そのコンプレッサ一室には、通常であるならば、普通常識で考えても、鉄さく、その他で、油や炭塵に火がつかないように、かりに火が出ても、火がつかないように整備をしなければならぬ。こういうことがはつきり言われておる。そういうことは一週間前に当然見ておられるはずだ。これがこういう事故を起こしたといふことは、事故の起こるたびに、各所からささやかれております声を聞いてみますと、保安監督官は、行く前に、会社との話し合いをして、そうして事行つた場合には、いいところだけ見て、さつさと帰つていくのだ、こういうことが言われておるわけなんだ。そうすると、保安監督官がそういう態度であり、今日のような原因がこのために起こつたとするならば、一体、所管大臣は、どういふお考えをお持ちであるか、お尋ねいたします。

さらに、翻つて二十五年以降の炭鉱災害を見てみますと、炭鉱災害は、戦後二十五年の七百八十四人を最高にして、三十四年には五百七十四人と、次第に減つてきた。ただし、昨三十五年には六百七十七人とふえてきた。さら

に、ことしはふえる可能性がある。こういうことが言われておる。これは一体何を意味しておるか、こういうことなんです。政府が合理化法を発表して、その後こういう災害がふえてきたというのを、これもはつきり物語つておるわけでございます。これに對しまして、わが党は、こういう悲惨事が起きないように、あるいは低賃金、あるいは賃切り、あるいは労働強化、あるいは賃上げが起これないように、労働者にのみしわ寄せがされないように、炭鉱の安定法を出しておることは、御承知の通りだと思ひます。それによりまして、こういう心配がないように、あるいは外国から持つてくる輸入炭あるいは国内の中小炭鉱の石炭といふものは一つの窓口で扱ふべきである。そうしなければ、競争が競争を呼んで、そうして従業員が死傷が絶えないではないか、こういうことを私も主張しておりますが、どういふお考えでございますか。

さらに、この上清炭鉱からわずか一里余り離れた豊州炭鉱で、昨年の九月、六十七名の人が水没をした。そうして半年を過ぎた今日、まだ一名の人も上がっておりません。同じ上田炭業所でございませう。同じ上田炭業所でも、六十七名の遺体が一人名も上がっていない今日、(人命軽視もはなはだしい)と呼ぶ者あり)さらに七十一名のこういう大災害を起こしたということでございます。豊州炭鉱の家族の方々は、生活にも苦しみながら、信頼する夫の、あるいは父の遺骸を、一日でも早く安置したいと待つておるのであります。民主主義は、人命を最も尊び、人命は地球の重さよりも重い

といふことが言われておりますが、池田総理初め閣僚閣僚は、どういふお考えでこの豊州炭鉱の水没死体を出すお考えでございませう。昭和三十三年には五百七十四名の被害者が三十四年には六百七十六名になった。ただいま申し上げましたように、これがふえてくるならば、二十五年当時の一番大きい災害が、私どもはもう、ことしから来年にかけて出てくるのではないかと心配をしておるのでございませう。さらに当面の問題として、政府に御要望申し上げます、御回答を願ひたいと思ひますのは、三十六年度の予算を見てみますと、五千五百万円の予算が計上されておつた、かように思ひます。さらに、三十五年は四千五百万円であつたと思ひます。これで炭山や炭鉱の保安が万全だと思つておられるかどうか。本年度の予算を見てみますと、三十五年度の第二次補正後においてもなお五百億以上の増収があると、大蔵大臣は予算委員会に説明をいたしております。その一部でも炭山保安に回す意思があるかどうか。さらに、保安の万全を期して、もう、こういう地下数千尺のところにありましては、事故が起こりがちであります。したが、そういう場合に對処するため、政府並びに経営者によつて高額の保険制度を作るべきだと私は思ひますが、それに対してはどういふお考えをお持ちになれるか。

さらに、豊州炭鉱の場合、一家の支柱がなくなつて労働保険で受けている金は六十三万円、今度の上清炭鉱の場合は六十五万円と言われておりますが、このくらの金額で残された子弟の教育から生活がやつていけないと思わ

れるかどうか。これがやっていると、今日のような経済の伸びだとして、三十五年だけでも第二次補正後においても五百億以上の金があるという、こういう時期に、これをこの方に回す意思はないかどうか。

最後に、今日までかねがね総理にお尋ねし、御意見を伺っておったのでございませうが、こういう事故が起こることは、通産省に保安局が、監督部があるからだと私は思うのです。通産省は経済を主体にして、生産を主体にしておる。そこに人命を預けられるかどうか。生産と保安は、ある人は車の両輪だと習うし、ある人は、車の両輪ではないのだ、人命が第一、保安が第一、それから生産が第二だ、こういうことがはつきり言われておる。首相は前者であるか後者であるか、以上の点につきましても、総理以上所管大臣の答弁を求めまして、答弁によりましては再質問を行ないたいと思います。

以上で終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

昨日の上清炭鉱の事件、まことに遺憾千万でございます。私は御同様に遺族の方々に衷心より哀悼の意を表すると同時に、今後新たにこういうことのできないように一つ方法を講じてみたいと考えております。

お話をうかがうに、石炭業再建のためにいろいろ手を尽くしております。あるいは増産に走り過ぎて、保安がゆるがせになっているのじゃないかということも考えられますので、私は、今朝通産省の係の者を呼びまして、保安要員の方はどうかと聞きまして、増

産はいたしますが、その保安要員は決して減らしてはおられない、こう言っているのではありません。

保安と生産は車の両輪と、こう言われるがどうか。——私は前にもお答えしたように、保安が第一でございませう。保安が第一で、決して車の両輪ではございませう。そういう気持で通産省も指導していると思うのであります。

なお、私は、今後こういうことのないように、保安に対する設備につきましても、特別のたよえは低利融資とか、いろいろな方法を考えるべきじゃないかと思っております。

なお、保険制度その他につきましても、関係の閣僚からお答えすると思いますが、何と申しまして、この災害の最も大きいものは炭鉱でございますので、私は、先ほど申し上げましたような、労災保険の金の使い方とか、あるいは保安施設の強化ということをまだまだ尽くさなければいけない、こういう気持で、今回のできごとを非常に遺憾とすると同時に、先ほど御質問の豊州炭鉱の死体の収容もできるだけの力を入れるよう関係当局に話しているのでございます。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 災害の発生と合理化の関係について御質問でございますが、ただいま総理からもお話しがありました。合理化のために保安要員を削減するということより、現在は、現に上清炭鉱においてもございませんであります。

保安上必要な機器等につきまして、これはまた総理から話されました

が、これらの調達等につきましても、もし中小炭鉱でその負担に耐えないというような場合は、適当な助成方法を考えたかと考えます。

なお、豊州炭鉱の問題につきましても、過剰調査を行なったのでありまして、綿密な調査を行なったのでありまして、その報告がごく最近私の手元に届いております。これを十分に慎重に検討いたしまして、最終の結論を出したい、かように考えております。

それから出炭の増加するに従って災害の増加もどうもふえる傾向にあるのでございます。それで、現地の部長、課長等をひんぱんに会合させまして、その保安対策の体制を整えているのでございます。特に、中小炭鉱の現地指導のために、指導員制度というものを今回拡充いたしているものであります。

ちやうど現地の監督員が、三月の一日、二日の両日調査をいたしましたのでありますが、保安上の問題は特になかったという報告を受けております。しかし、事態はかような結果になりましたので、今後とも十分にこの体制を固めて、再びかようなことの起こらぬようにしたいと存じます。なお、その災害原因につきましては、詳細に調査をいたしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣石田博英君登壇、拍手〕

○国務大臣(石田博英君) 今回の不幸な事件に対しまして、労働者の保護を管掌いたしております私といたしましても、きわめて遺憾に存じますとともに、衷心より哀悼のまことをささげたいと存じます。

ただいま御質問の中で、鉱山保安行政を労働省所管にしたらどうかという点でございます。かねてからある議論で

ありまして、十分検討をいたさなければならぬと存じておりますが、特に鉱山保安行政は、生産過程その他と技術的な深い関連もございしますので、私といたしましては、鉱山保安法にありまます勧告権行使いたしまして、さらに通産省と密接な連絡をとりましますとともに、基準法上の監督につきましても、現在でも他の事業場に比べて数倍の頻度をもって監督をいたしておりますけれども、さらに一そうこの強化に努めて参りたいと存じます。

それから労働行政全般といたしまして、鉱山を含めて、工場の災害は、度々率は減少いたしておりますけれども、絶対数は増加いたしておりますのであります。しかもそれは、企業規模によりまして、特に中小企業において著しいのであります。この改善のために、保安、安全施設に対する低利金融等の方法につきまして、ただいま総理から御答弁がありましたように、本日の閣議におきましても議題といたしまして、その具体化についてこれから努力をいたして参りたいと存じておる次第であります。(拍手)

○議長(松野平正君) 阿具根君。

〔阿具根君登壇、拍手〕

○阿具根君 増産と保安という問題について少しお考え違いのようでございますが、私の質問が否決らずであつたかまかりませんが、再質問いたします。

私が申し上げておりますのは、すでに御承知の通りでございますが、政府がこのたびの石炭エネルギー政策を出しました場合に、重油の値段は八千四百円と踏んでおります。その場合に、三十八年に石炭の値段を一千二百円下

げねばならない、こういうことでございませう。ところが、すでに重油は七千円を割っております。そういった場合に、中小炭鉱も大炭鉱も、能率において数倍の石炭を出さなければ太刀打ちできない、それでも追いつかないというところになっておるから、すでに一昨年出されたこの政府の石炭政策なるものは、もうやっていけないところになっておるということなんです。それで、なかつたならば、政府が最初合理化法案を作られたときに言われたのは、一人当たり十八トン出す山は、これは残す、それ以下の山は希望によつて買い上げる、こういうことであったわけなんです。それが最近二十六・二トンになつた場合も八千円の重油の値段のときの方でございます。そういういたしますと、七千円と下がった、まだ重油は下がることがある。そうなりますと、一人当たり四十トンから五十トン、それ以上も出さなければ太刀打ちできないように、あなたの方が政策で今日やってきておるんじゃないか。

(拍手) できないようにしておるではないか。だからこういうことになつてきたんだ。そうでないとするならば、あなたの方が言われたように、十八トン出して重油と太刀打ちができますか。二十六・二トンでやっていきますか。こういう点を私は主張しておるわけでございます。

○議長(松野平正君) 簡単に願います。

○阿具根君(続) それから保険の問題でございますが、非常に簡単に言われたので、よくのみ込めなかつたんですが、こういうときに特殊な作業場に

あり、一番危険な作業場にある方々、年間どんなに少ないときでも五百七十名が、一番少なかったときでも五百七十名が、炭鉱の犠牲者、最下位のその人々に、政府と経営者で保険制度を作る意思がないかどうか。財源がないなら別として、財源はあり余っている。それをどうするに振り向ける意思はないかどうか。こういうことを聞きたい。

それからもう一つ。すぐやめますが、保安要員は減らしておられないといふことを言われる。(発言する者あり)人命の問題だからちよつと待つて下さい。——保安要員は減らしておられないと言われるけれども、新聞でも示しておるごとく、すでに今日、保安の技術を持つておる人、あるいはそれに適当な技術者が得られない。中小炭鉱には特にそういう人は得られないから、そういう技術を持たない人がやつておる、こういうことなんですよ。そういうことは、ただあなた方が会社にだけ聞いても、会社は、保安要員を減らしたから災害が起きました、そんなことを言う人はだれもありません。みんな私のところは保安は万全ですと言うに違ひありません。それを漫然と、うのみにして、先ほどの報告では、新聞にある以外のことは何も言わなかった。通産大臣が保安要員は同じだといふような言い方はおかしいじゃないか。そういう点を私は主張しておるだけですから、重ねて御答弁をお願いいたします。(拍手)

【国務大臣池田勇人君登壇、拍手】
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

一昨年の暮れから昨年にかけて、石炭合理化につきましても御審議願ったときには、お話のように重油はまだ八千円程度であったのでございます。その後だんだん下がって参りました。そうしてくと、三十八年までに千二百円引き下げでもだめじゃないか、こういうことでございます。また片一方では、十八トンというものが、最近では予想以上に一人当たり一カ月出炭量は多くなつておる。いろいろな事情が変化して参つておりますので、私はこの石炭行政につきましても、もつと推移を見ながら再検討をする段階にゐるんではないかと思ひます。決して増産のために保安をゆるがせにするということはないので、保安が第一でございます。で、私は先ほど保安要員は減つてはいないといふ申し立てが、これは通産省の役人の報告であるのでございます。

なお、こういう危険な職場におられる方に対しては、今の労災保険ではまだ十分じゃない、別の新しい考え方の保険制度を設ける考えはないか、こういうことにつきましては、これは非常に研究を要することでございます。で、所管大臣その他よく相談いたしまして考えたいと思ひます。(拍手)
【国務大臣椎名悦三郎君登壇、拍手】

○国務大臣(椎名悦三郎君) 今、総理からお答えがございましたが、重油がただいま七千五百円程度になつておりますが、国際値段としてはまだ高いのでございまして、今後下がる傾向にあることは御承知の通りであります。しかし石炭の対策につきましても、われわれは非常にこれを重視しており、

また大口需要者である電力あるいは鉄、ガス、セメント、国鉄、こういうような方面に呼びかけておりました。そして、たとえ重油の値段が将来下がろうと、とにかく三十八年度末までにトン当たり千二百円下げるといふ合理化を履行して、その誠意に報いるためにも、重油の値段はどうあろうと、一定の数量はこれを必ず消化するという責任をとつてもらうというように、ただいま指導いたして、漸次話を固めつつあるものでございます。で、ごさいますから、これらの五つの部門がその盟約をもしも結ぶということになりますれば、大体六〇%ないし六五%くらい消費することになるのであります。で、その他、産炭地の火力電力の増設問題等々によりまして、五千五百万トンのこの将来の出炭に対して、十分に需要面からこたえて参りたい。さういふ方面には不安を与えないように、ただいま懸命に努力中でございます。

それから保安要員の問題でございますが、数はあつても質がどうも思ひますが、数はないという御指摘でございます。これら点も必ずしも満足の状態とは思つておりませんので、保安教育に十分に力を入れて参りたいと考えております。(拍手)
【国務大臣石田博英君登壇、拍手】

○国務大臣(石田博英君) 私に對する再質問は、鉱山のごとく災害の頻度が高いところに対して、さらに新しい別個の保険制度を考案する用意があるかという点であらうと存じます。この点につきましても、ただいま総理から御答弁がございましたと同様に、十分検討をしなければならぬ問題だと考えております。

ております。私がお答えを申し上げましたのは、その事故が起つた際における補償を強化するというのも、もとより必要であります。が、こういう事故が中小企業あるいは中小炭鉱に特に多いのは、経済的その他の理由から保安安全施設の不完全によるところが多いのであります。その保安安全施設を完備いたしますための低利融資等の方法を研究いたしたい、こういうことをまず手がけまして、事故の起らないように、起る原因をなくするような方面の研究を始めたい、ということをお答え申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 田畑金光君。

【田畑金光君登壇、拍手】

○田畑金光君 私は、民主社会党を代表し、昨日正午、福岡県田川郡香春町の上田炭業上清炭鉱に起きた炭鉱災害に關し、若干質問したいと思ひます。質問に先立ち、七十一名の犠牲者に対し、つつしみて哀悼の意を表します。

ただいま通産大臣から災害発生の原因について説明がございましたが、坑内コンプレッサの事故に基づく火災によりまして、七十一名の犠牲者が出たわけでございます。昨年九月二十日、同じく福岡県川崎町における豊州炭鉱の水没事故に引き続く最大の悲惨事故でございます。ことに、豊州炭鉱における犠牲者六十七名の遺体収容も終わらないうちにこの事故を見ましたことは、政府の保安監督行政の不備欠陥、鉱業権者の保安に対する関心の欠陥、怠慢に基づくものでありまして、心から憤りを禁ずることができません。

今回の事故発生の原因は、坑内コンプレッサの発火から発生したものであり、この種の事故は従来少なかったといわれておりましたが、保安法、保安規則によりまして、巻上機、ポンプ室等、電気使用の場所等は、防火設備を実施することになっておりますが、中小炭鉱においてはほとんど実行されません。上清炭鉱は、先ほどお話がございましたように、三十三年六月にもガス爆発で十一名の重傷者を出しております。わずか三年の後にまた今回の大きな事故でございます。ことにわれわれが疑問を深くすることは、今回の事故発生炭鉱は、豊州炭鉱と同一経営者であるといふことでございます。九州筑豊炭田における鉱山王といわれる一家の経営する山であります。それだけの勢力を持ちながら、こういうふうにしてはば事故を起しておるといふことは、このことは、われわれとしても納得がいかないわけでございます。このことは、保安という意識がきわめて低いか、これを実行する意思がないことを示すものであります。このように、違反を繰り返して、改善の意思のないものは、この際、罰則の厳正な適用を行なうことはもちろん、鉱業権を取り消す等、強硬な措置を考へることも必要であると思ひますが、この際、政府の所見を承ります。

同時に、注意することは、政府の怠慢、鉱山保安担当の方々の責任の所在をはつきりすることでございます。炭鉱災害について、多くの場合原因の究明が中途半端に終わり、責任の所在もあいまいになつてしまつて、多数の犠牲者を出しても責任をとる者がいない。災害は忘れたころに再発し、また騒ぎ

ますが、いつの間にか忘れてしまっています。豊州炭鉱についても、まだ原因が明確にされず、責任の所在もはっきりされておられません。今回は、一週間前に保安監督官が現場を検査したあとに起きておるわけでございます。このことは、保安監督官と会社側がなれ合いでやっている、そういう面があることを如実に暴露しておると言わなければなりません。検査に来ますと、会社側が保安状況のよい所だけを適当に見せて、その場を糊塗する。出先の保安監督官と会社のこのようになれ合いが事故発生の大きな原因と私は見ておるわけですが。保安監督官は、労働組合の代表とも接触して、その意見を聞くことが必要であるが、そういうことは何らなされてない。私は、こういうような今日までの災害発生の経緯にかんがみまして、綱紀の肅正という点から、保安監督行政上の責任を明確に政府はなさるべきであると考えます。が、御方針を承りたい。ことに筑豊炭田のような老朽炭田におきましては、保安監督員の充実あるいはこれに必要な予算の措置、こういうことが必要であると考へます。通産大臣の所見を承りたい。

炭鉱災害は、戦後、昭和二十五年を最高に漸減いたしておりまして、三十四年には五百七十四人に減少しました。鉱山保安確保上喜ばしい傾向を示したのでございますが、昨三十五年には六百七十七人に逆戻りしております。最近の災害発生の状況からしますならば、三十六年度はさらに上回るものと見ております。一産業の労働災害からいへば、文化国家として最大の恥辱だと私は考へます。人命を保護し、生命を尊重することが民主政治の根本でございます。御承知の通り石炭産業はエネルギー消費構造の要として、重大な危機に立っております。石炭産業合理化臨時措置法は過ぐる三十四国会において改正され、合理化事業団が発足し、炭鉱の合理化、体質改善に拍車をかけております。今日、石炭産業の絶対的課題は、昭和三十三年を基準として、三十八年度には販売炭価をトン当たり千二百円引き下げることでございまして、これがこのまま中小炭鉱にはね返り、最近の事故発生の大きな原因をなしております。大手にあつてもそうでありまして、ことに中小においては、コスト引き下げ、合理化の犠牲が、そのまま保安の軽視、人員整理、賃金引き下げに反映しております。池田総理は多年通産大臣として、この辺の事情はよく御存じのことでございまして、災害防止、保安確保の観点から、政府の石炭政策には大きな反省が必要になっておると考へます。この際、総理のお考え方を承ります。

石炭産業合理化臨時措置法によりまして、通産大臣は、毎年、石炭産業審議会の意見を聞いて、石炭産業合理化基本計画の実施をはかるために必要な合理化実施計画を定めることになっておりますが、三十五年度の実施計画がきまったのは昨年の十二月の末でございます。こういうようなことで計画の遂行ができるでございましょうか。また三十五、三十六年度の予算措置、財政投融資計画でもって、千二百円コスト引き下げという五カ年計画の課題が実行できるかどうかを、この際、通産大臣から承りたい。私たちの見るところでは、石炭業界の自主的努力によつて可能なコスト引き下げの限界は、せいぜい八百円前後であると見ております。従つて、コスト引き下げの目標達成のためには、政府の積極的な石炭政策が並行しなければ不可能でございます。金利の引き下げ措置、開銀資金の融資ワクの拡大、昨年度から実施しております合理化のための無利子貸付の政府資金をもっと大幅に増大すること、地方税について再検討を行なうことが必要であると思ひます。こういう総合的な施策の裏づけがなければ、石炭産業の安定は不可能だと考へます。が、政府の所見を承ります。

千二百円コスト引き下げは、政府の公約した重要な産業政策でございまして、貿易の自由化に伴い最大の影響を受けております。通産物資としては、石炭、非鉄金属でございまして、ことに五年後、重油等競争エネルギーに競合する炭鉱の体質改善のために、今申し上げたように、千二百円コスト引き下げは絶対的課題でございまして、この目標を達成しますためにも、国鉄運賃、電力料金を初め、物価の横ばいということが前提になっておるのでございまして。しかるに、先ほど本議場で質問がございましたように、国鉄貨物運賃の一五%引き上げはもう既定の事実になっておりますが、国鉄の貨物運賃引き上げがコスト引き下げにどう影響を及ぼすか、この点を承ります。われわれの算定によりますと、国鉄運賃の値上げは、貨車積みトン当たり七十一円に負担増を加えるのでございまして。これを全部炭鉱に負わせようとするのか。料金値上がりを生産増大によつて吸収させ得るお考えでございましょうか。御承知のように、石炭の生産数量は自主的に調整し制限しなければ、かえつて市場を混乱し、石炭の自滅を早めるだけでございます。他の産業に見られますように、生産性増大によつてコスト高を吸収することはできないのでございまして。政府は、農産物等については、貿易自由化に伴い慎重に対処することを考慮してあります。また、農産物、工業原材料等に関しまして政策料金を実施してあります。少なくとも石炭産業についても、当面、政策料金を採用する必要があると私は考へます。が、この際、総理の見解を承りたい。国鉄運賃、電力料金等、公共料金の値上げを全く炭鉱のみに負わしめようとなされるのでございまして、もしそうだとすれば、炭鉱の合理化は不可能に陥り、その保安確保の面に中小炭鉱あげての閉山倒壊を招く結果になると考へます。この際、総理の所見を承りたいと考へております。

石炭産業が国の基幹産業として、將來ともその正当な地位を保つことが必要であるといふことは、政府はこれに即応する具体的な裏づけの施策を講じてもらいたい。このことが頻発する炭鉱災害を未然に防止することであり、石炭産業の安定をもたらし、よつて民主的な労使関係を確立するゆえんであると私は考へますが、このことを政府に強く訴へまして、私の質問を終わることにいたします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

今回の事件につきまして、炭鉱業者に対して措置をとるべきだという御意見のようでございまして。これは原因を究明いたしまして、しかる後に考えるべき問題と思ひます。

なお、石炭政策と鉱山保安の問題でございまして、先ほどお答えいたしましたように、私は、石炭政策、保安問題は同時に解決できる問題ではなく、別個の問題でございまして。石炭政策を立てる以前に炭鉱の保安問題は考えなければならぬ重要な問題だと思つております。

なお、国鉄運賃の値上げが石炭の価格にどれだけの影響するか、私は正確な数字は存じませんが、大体坑木を除きまして、たしかトン当たり四十円程度だったかと思ひます。しかし理論的には、これは国鉄の必要性からいって、私は石炭もその線で行くべきだと考へております。先ほど申し上げたこととく、石炭につきましてもなおいろいろの問題が残つておりますので、この点は私としては考へておるのでございまして、さしむきのお答えをいたしましては、私は運賃値上げはやむを得ないと考へておるのでございまして。(拍手)

昭和三十六年三月十日 参議院會議録第十一号 上清炭鉱の坑内火災事故に関する通商産業大臣の報告

「国務大臣 権名悦三郎君登壇、拍手」

○国務大臣(権名悦三郎君) 大任總理からお答えがございましたが、まず責任問題の件でございますが、ただいまその原因を現地について厳密に調査中でございます。それで、御指摘がありましたように、ただ今回の災害の表面上の責任所在というばかりでなしに、こういったような災害が起こる、いわゆるその遠因は何かという点にも触れて、十分に今後の対策を考えてみたいと存じております。

それから、石炭運賃のことでございますが、御指摘のように三十八年までにトシ当たり千二百円下げるといふこととそれ自体が容易な問題ではない。従って、これ以上負担を合理化によって消化するということは、石炭業界に對してはあまり過酷な負担でございます。非常に困難ではないか。かように考えますので、実質上その負担の過重にならないように関係方面とよく協議いたしまして結論を見出したい、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣石田博英君登壇、拍手〕
○国務大臣(石田博英君) 鉱山保安法五十四条による労働大臣の勧告権をどう行使しているかという御質問でございますが、現在までは、三十一年の二月に一回、昨年十一月に第二回目の勧告をいたしまして、通商産業省に對して、鉱山保安法違反事実に對して嚴重な措置をとるよう要請をいたしましたのであります。今回の事件につきましては、まだ詳報が入っていないのであります。通商産業省と十分連絡をと

りまして、事故の再発防止に努力したいと考えておる次第であります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員
杉山 昌作君 牛田 寛君
村山 道雄君 森 八三三君
柏原 ヤス君 小平 芳平君
田中 清一君 櫻井 志郎君
加賀山之雄君 稲浦 鹿藏君
大泉 寛三君 大竹平八郎君
加藤 正人君 鈴木 恭一君
白井 勇君 吉江 勝保君
常岡 一郎君 竹中 恒夫君
三木與吉郎君 田中 啓一君
山本 米治君 佐藤 尚武君
天坊 裕彦君 市川 房枝君
近藤 鶴代君 村松 久義君
堀 末治君 藤野 繁雄君
村上 義一君 大谷 肇君
北條 尚八君 辻 政信君
千田 正君 太田 正孝君
野上 進君 山本 杉君
天竺 良吉君 米田 正文君

北畠 教真君 金丸 富夫君
徳永 正利君 仲原 善一君
鈴木 万平君 手島 栄君
鍋島 直紹君 石谷 憲男君
増原 恵吉君 山本 利壽君
勝俣 稔君 小幡 治和君
佐野 廣君 後藤 義隆君
中野 文門君 前田佳都男君
最上 英子君 武藤 常介君
野本 品吉君 小柳 牧衛君
宮澤 喜一君 谷口弥三郎君
杉浦 武雄君 西郷吉之助君
紅露 みつ君 木内 四郎君
斎藤 昇君 吉武 恵市君
永野 護君 下條 康麿君
小林 英三君 寺尾 豊君
野村吉三郎君 大野木秀次郎君
田中 茂穂君 柴田 栄君
江藤 智君 西田 信一君
林田 正治君 村上 春蔵君
鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君
赤岡 文三君 青田源太郎君
堀本 宜実君 松村 秀逸君
井川 伊平君 堀見 俊二君
上林 忠次君 梶原 茂嘉君
前田 久吉君 河野 謙三君
横山 フク君 平島 敏夫君
館 哲二君 小林 武治君
大谷 經雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 高橋進太郎君
小沢久太郎君 秋山俊一郎君
小山邦太郎君 重宗 雄三君
堀木 鎌三君 那 祐一君

鹿島守之助君 木村篤太郎君
津島 壽一君 野田 俊作君
大森 創造君 豊瀬 領一君
千葉千代世君 山本伊三郎君
武内 五郎君 小柳 勇君
鶴岡 哲夫君 横川 正市君
鈴木 強君 坂本 昭君
阿部 竹松君 中村 順造君
大川 光三君 岡村文四郎君
占部 秀男君 森 元治郎君
鈴木 壽君 大河原一次君
伊藤 顯道君 剣木 亨弘君
重政 庸徳君 藤田 進君
亀田 得治君 加瀬 完君
阿具根 登君 大和 与一君
大倉 精一君 西川甚五郎君
下村 定君 小笠原三三男君
高田なほ子君 光村 甚助君
湯澤三千男君 井野 碩哉君
植竹 春彦君 加藤シツエ君
清澤 俊英君 吉田 法晴君
木村裕八郎君 千葉 信君
小林 孝平君 岩間 正男君
須藤 五郎君 米田 勲君
大矢 正君 森中 守義君
北村 暢君 永末 英一君
基 政七君 安田 敏雄君
藤田藤太郎君 田上 松衛君
田畑 金光君 木下 友敬君
平林 剛君 秋山 長造君
久保 等君 永岡 光治君
片岡 文重君 相馬 助治君
向井 長年君 戸叶 武君

樫 繁夫君 矢嶋 三義君
成瀬 暢治君 天田 勝正君
東 隆君 松浦 清一君
岡 三郎君 重盛 壽治君
藤原 道子君 村尾 重雄君
曾根 益君 栗山 良夫君
近藤 信一君 羽生 三七君
内村 清次君 野溝 勝君
松本治一郎君 赤松 常子君
棚橋 小虎君

内閣總理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 水田三喜男君
通商産業大臣 権名悦三郎君
運輸大臣 木暮武太夫君
労働大臣 石田 博英君
建設大臣 中村 梅吉君
国務大臣 小澤佐重喜君
国務大臣 追水 久常君
政府委員

法制局長官 林 修三君
通商産業大臣官房長 樋詰 誠明君
通商産業省 小岩井康朗君
山保安局長 阿本 悟君
運輸省 鐵道 監督局長 阿本 悟君

〔参照〕
三月二日議長において、左の通り議席を変更した。

六九 増原 恵吉君
一〇四 柴田 榮君
一一四 安部 清美君

〔第八号参照〕

審査報告書

昭和三十五年度一般会計予算補正
(第2号)

昭和三十五年度特別会計予算補正
(特第2号)

右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和三十六年二月十七日

予算委員長 館 哲二

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十五年度一般会計予算補
正(第2号)及び昭和三十五年度特
別会計予算補正(特第2号)は、昭
和三十五年度における経済好況に
伴う一般会計の増収分を産業投資
特別会計の資金に繰入れるとともに
に、所得税及び法人税の増収に伴
う地方交付税の増加額に相当する
額を交付税及び譲与税配付金特別
会計へ繰入れることを内容とする
ものであり、おおむね妥当な措置
と認める。

二、費用

これらの予算補正により、一般
会計の総額は歳入歳出ともに、四
百四十億七千二百万円を増加し
て、一兆七千六百五十一億六千二
百七十万二千円となり、特別会計

予算の総額は、歳入歳出ともに九
十億七千二百万円を増加して、歳
入三兆九千二百四十五億六千四百
六万八千円、歳出三兆七千二百二十
四億五千九百四十九万四千円とな
る。

昭和三十六年三月十日 参議院會議録第十一号

一六二

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(三)号(主線)